

県における障害者・難病患者の雇用拡充と雇用環境整備を求める請願

1 趣 旨

昨年の国及び地方自治体（独立機関を含む）の障害者雇用水増し問題はまことに遺憾であり、障害者の雇用機会を閉ざし、ひいては難病患者の雇用にも影響を及ぼすこととなった。

国の働き方改革の推進や障害者雇用促進法の改正により、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加えられたほか、法定雇用率の引き上げ等の措置が講じられた。

県には、障害者雇用促進法の遵守とともに、病状が安定しない359疾患の難病患者の雇用支援、雇用拡充を求めるものであり、下記の事項について対応するよう請願する。

記

- (1) 県知事部局は、一般職員の採用に当たり、障害者雇用促進法の趣旨を尊重し、障害者・難病患者の雇用を促進するとともに、多様な雇用環境（在宅ワーク等）や人的支援の整備を行うこと。また、今回の水増し問題で見られた不正を防止するために、障害者を雇用する際は障害者手帳または診断書の確認を厳守すること。
- (2) 県教育委員会は、教職員の採用に当たり、障害者雇用促進法の趣旨を尊重し、障害者・難病患者の雇用を促進するとともに、多様な雇用環境（在宅ワーク等）や人的支援の整備、採用試験の応募条件や試験での障害の特性に鑑みる合理的配慮を行うこと。また、今回の水増し問題で見られた不正を防止するために、障害者を雇用する際は障害者手帳または診断書の確認を厳守すること。
- (3) 県人事委員会は、採用試験の実施に当たり、応募条件や試験での障害の特性に鑑みる合理的配慮を行うこと。

2 提 出 者

ふくい難病友の会 顧問 高橋雅彰
会長 塚本節子

3 紹 介 議 員

山岸猛夫、糀谷好晃

4 受理年月日

平成31年2月7日